第	1 :	3	口		7	行	F	日市	ĵ	農	業	委		1	会	議	事	鉤	i. K
開	催年	月	日			令	和	3 年	6	月	2 5	日							
開	催	場	所			行	田	市役	所	2	03 会	議	室						
開	議	時	刻			9	時	0 0	分										
	閉議時	寺刻				9	時	4 0	分										
会	長	7	大関守	宏	1			会長代	理		島田勇	· 藤間	引光治						
農	議席 番号	B	Ĉ		名		摘		要	•	議席 番号	氏			名	指		-	要
業	1	或	島	健	_	出	0)	席 ク	欠	席	9	町	田		実	出〇	席	欠	席
委	2	島	田		勇	丑	O)	席 ク	大	席	10	藤	間	光	治	出	席	欠	席
員	3	大	関	守	宏	田	0)	席 ク	欠	席	11	中	村	賢	_	出	席	欠	席
出	4	伊	東	普	丈	出	0)	席 ク	欠	席	12	新	井	健	_	出〇	席	欠	席
席	5	寺	田	浩	市	田	O)	席 ク	大	席	13	太	田		浩	出	席	欠	席
状	6	長	谷	部	明	出	0)	席 ク	欠	席									
況	7	石	井	幸	壽	出	O)	席 ク	大	席									
Du.	8	宮	﨑		薫	出	0)	席 ク	大	席									

	地区 番号	丑	. 1 7		名	摘	要		地区 番号	j	毛		名	摘			要
農地	1								(1)	福	田		栄	出〇	席	欠	席
利	2								12	門	倉	浩	_	出〇	席	欠	席
用 最 適	3								13								
適 化	4								14)	小	Ш	勢津	雄	出〇	席	欠	席
	(5)	吉	田		隆	出〇席	大	席	15								
推進委員	6								16	茂	木		忠	出	幇	欠	〇 席
出	7	赤	羽	修	_	出 席	大	〇 席	17)								
席 状	8								18								
況	9	蓮			豊	出〇席	大	席	19	Щ	口	裕	久	出〇)	席	欠	席
	10	高	沢	宗	春	出〇席	大	席	20								
)	司		長	前	島	伸	行
関係者									書	j	欠		長	広	田	敦	史
									記	Ξ	È		任	大	淵	大	輔

1 開会	事務局長	開会宣告(9:00)
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。
		(会長が議長となり、以後の議事を進行)
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、國島委員、島田委員のご両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題とい
農地法第3条第1項		たします。
の規定による許可申請		事務局より説明をいたさせます。
書に対する審議につい	事務局次長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
て		議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、2件となっております。
		進行番号1でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが
		所有する荒木字〇〇〇〇〇番、地目:田、270m ² について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の
		移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページをご覧下さい。秩父鉄道武州荒木駅の南に位置する荒木地内の農
		振農用地でございます。
		次に、進行番号2でございますが、荒木〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇
		○さんが、○○○○○○が所有する荒木字○○○○番、地目:田、899㎡ 外12筆、計7, 753
		m゚について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページから3ページをご覧下さい。1ページ目は秩父鉄道を挟んで北に
		1筆、南に5筆で武州荒木駅近辺の農地でございます。次に2ページ目でございますが、県道行田佐野線の
		 北側に位置する4筆の農地でございます。次に3ページ目でございますが、見沼中学校の北側に位置する3
		筆の農地でございます。
		以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調
		査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
		以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいた
		します。
		(なし)

	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手
		を願います。
		(全員举手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。
『議案第2号』		次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたし
農地法第5条第1項		ます。
の規定による許可申請		事務局より説明をいたさせます。
書に対する審議につい	事務局次長	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
7		 議案書の1ページをお願いいたします。議案第2号は10件となっております。
		 進行番号1でございますが、小見○○○○番地○ ○○ ○○さんが、同居中の母親である○○ ○○○さ
		しんが所有する小見字○○○○○○番○、地目:畑、292㎡ 外1筆、計354㎡について、使用貸借に
		 より住宅1棟、99.37㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。なお、
		こちらの案件は追認となっております。
		│ │ 申請人は現在、農業を営んでおりますが、老朽化した母屋の建て替えを計画し、敷地を調査したところ、
		 敷地の一部が農地であることが判明しました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでござ
		 いますが、申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により
		 確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。
		場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。真観寺の東に位置する小見地内の集落内農地で
		ございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積
		は、884.23㎡になる予定でございます。
		次に進行番号2でございますが、持田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、熊谷市〇〇〇〇〇
		番地○ ○○ ○○○さんが所有する埼玉字○○○○○○番○、地目:畑、237㎡ 外1筆、計304㎡
		について、売買により住宅 1 棟、99.37㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでご
		ざいます。
		C 、
		から、自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでご
		ざいます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。
		場所につきましては、位置図の5ページをご覧下さい。埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地
		でございます。
		CCC 6/0

次に進行番号3でございますが、長野○丁目○○番○○号 ○○○○号 ○○○○さんが、父親である長野○○○番地○ ○○○さんが所有する長野字○○○○○番○、地目:田、351㎡について、使用貸借により住宅1棟、108.68㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の貸家で家族とともに生活しておりますが、何かと手狭で不便なため、自己用住宅の 建築を計画したところ、実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでござ います。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧下さい。県道行田市停車場酒巻線の東に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次のページをお願いいたします。

進行番号4でございますが、持田〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さんが、桜町〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇○さんが所有する長野字〇〇〇〇〇番〇、地目:田、286㎡ 外3筆、計349.70 m²について、売買により住宅1棟、99.37㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の貸家で家族とともに生活しておりますが、子供の小学校入学前に合せて自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧下さい。行田県土整備事務所の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号 5 でございますが、北本市〇〇番地 〇一〇〇一〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、前谷〇〇〇〇 番地 〇〇 〇〇さんが所有する前谷字〇〇〇〇〇番〇、地目:田、301 ㎡について、使用貸借により住宅 1棟、99.37 ㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、北本市内の団地で家族とともに生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建築を計画したところ、実家の隣である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧下さい。ものつくり大学の西に位置する前谷地内の集落内 農地でございます。

次に進行番号6でございますが、長野〇〇〇番地〇 〇〇〇号 〇〇 ○さんが、荒木〇〇〇〇番地〇 ○○ ○さんが所有する小見字〇〇〇〇〇番〇、地目:畑、438㎡について、売買により住宅1棟、79.49㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の貸家に夫婦で生活しておりますが、子供が生まれるのに合わせ、自己用住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧下さい。武蔵水路の西に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次に進行番号 7 でございますが、城西〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、北足立郡伊奈 町〇〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇○さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇番〇、地目:田、141 ㎡ 外 3 筆、計 288 ㎡について、売買により住宅 1 棟、96.42 ㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の貸家に夫婦で生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建築を計画したところ、妻の実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧下さい。県道熊谷羽生線の北に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は496㎡になる予定でございます。

進行番号8でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、さいたま市北区〇〇〇〇丁目〇〇〇番 地〇 〇一〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する須加字〇〇〇〇〇番〇、地目:畑、330㎡について、賃貸借により駐車場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、住所地で自動車整備業を営んでおりますが、現在使用している駐車場が市の道路改良工事により移転対象となったことから、近隣で新たな駐車場用地を探したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧下さい。県道羽生妻沼線の北に位置する須加地内の集落 内農地でございます。

次の進行番号9と10は、東京都千代田区〇〇〇〇〇丁目〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが太陽光発電施設の敷地にしたいとして申請があり、権利の種類が所有権と地上権に分かれていることから2つの申請になったものでございます。

まず進行番号 9 でございますが、若小玉 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番地 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんが所有する土地で、若小玉字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc$ 番、地目:田、1,080㎡ 外2筆、計2,997㎡でこちらは地上権により賃貸借となっておりま

す

なお、2つの申請の合計面積は8、642㎡となっております。

申請人は、関東近県を中心に太陽光発電設備設置事業を展開しておりますが、新たな事業用地の開拓を進めていたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計1,950枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、119万3,538kwhで、設備の周囲を高さ1.5 mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧下さい。ピンク色に塗られた部分が進行番号9、塗られていない斜線部分が進行番号10で武蔵水路の東に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る6月21日、現地調査をしていただいておりますので、長谷部委員にご報告をお願いいたします。

長谷部委員

去る6月21日、私と石井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案第2号についての説明及び長谷部委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、 ご質問等がありましたらお願いいたします。

中村委員

進行番号9と10ですが、農地が最近不良資産化しており、太陽光発電の話が家にも随分きていますが、 地域の話を聞きますと太陽光発電が出来て反射で熱くなった、台所にクーラーを入れたとか話を聞きます。 太陽光発電を推し進めるのはいいのですが、地域住民の理解を得る必要があるのではないかと思います。こ の申請地に囲まれたお宅も今まで周りは水田であったのが、いきなり3方面が太陽光発電に囲まれてしまう と景観も変わるし、熱くもなり困るのではないですか。こういった太陽光発電を設置する場合には近隣住民 の理解を得るとかそういう決まりは無いのですか。

事務局次長

法律や市の条例ではありません。また、他市ではガイドラインを作っているところもありますが、本市は 今のところそれもありません。ただし、申請時には隣接地権者の同意書を添付するように指導しています。

このお宅の場合は業者との話し合いにより家の周りはパネルを離すということで了解を得て、同意書をいた。 だいております。また、業者からは、パネルの角度的に反射光は上にいくことからこのお宅に影響が出るこ とはないと説明は受けております。 中村委員 - 分かりました。今後、そうとう太陽光が増えると思います。今、相続などで不良化した農地をどうするの。 かというのが課題であり、そこに太陽光発電で買ってくれるとなると喜んでみんな出すと思います。そうい うこともあるのでそれなりのガイドラインを作っておいたほうがいいと思います。 議長 分かりました。事務局の方で検討をお願いします。 他にございますか。 (なし) ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を 議長 願います。 (全員举手) 議長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、『議案第3号』 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画 『議案第3号』 農業振興地域の整備 の変更について、を議題といたします。 に関する法律第13条 事務局より説明をいたさせます。 第1項の規定による農園審務局次長 議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更 業振興地域整備計画の について」ご説明いたします。 変更について 議案書の3ページをお願いいたします。 本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」 の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、 軽微変更が2件、重要変更が7件でございます。 まず(1)軽微変更でございます。軽微変更とは、同法施行令第10条に掲げる軽微な変更に伴うもので、 農業用施設などがこれにあたるものでございます。 進行番号1でございますが、下須戸 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番地 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんが、自己所有の下須戸字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番、地目:畑、787㎡ 外1筆、計1,565㎡について、農用地へ戻したい旨の申し出があったもので ございます。 申請人は、下須戸地内で養豚業を営んでおりましたが、養豚業を廃業したことにより農業用施設用地とし ての必要性がなくなったことから農用地へ戻すものでございます。事業計画では、農用地へ戻したあとは水

田として利用し米の作付けをする計画となっております。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。国道125号の南に位置する下須戸地内のご覧の農地でございます。

次に進行番号2でございますが、須加〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇さんが、自己所有の須加字〇〇〇〇番〇、地目:畑、388㎡について、農業用施設用地にしたいとして、農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、数年前に会社経営から引退し、現在は専業農家として農業を営んでおりますが、農作業スペースや農機具置場が必要となったことから今回、申し出に至ったものでございます。本件については、農業振興地域整備計画の変更後においても、土地利用上及びの農用地利用計画等に支障はなく、その建物用途が農業用施設で軽微変更に該当することから、除外もやむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。埼玉用水路の南に位置する須加地内のご覧の 農振農用地でございます。

次に(2)重要変更でございます。重要変更とは、農業用施設などの軽微な変更以外の用途に変更を行お うとする場合でございます。

進行番号1でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、義理の祖母が所有している若小玉字〇〇〇〇〇番〇、地目:田、262㎡について、住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家に夫婦で生活しておりますが、将来の生活設計を考え、妻の実家の隣接地に自己用住宅の建築を計画し、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は分家住宅であり、親族が所有する土地のうち、申請があった土地以外に住宅を建築できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の15ページをご覧ください。星川の南に位置する若小玉地内のご覧の農振 農用地でございます。

次に進行番号2でございますが、持田 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番地 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 理事長 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんが、持田 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番、地目:田、1,061㎡ 外12筆について、駐車場敷地にしたいとして農用地から除外 してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、現在、行田市を含む利根保健医療圏の医療を総合的に担い、地域医療支援病院として地域医療 を担っておりますが、この度、心筋梗塞などの循環器系疾患、脳卒中などの神経系疾患、誤嚥性肺炎などの 呼吸器系疾患の救急医療が増加することを視野に、バックアップ体制の一つとして、救急医療のセンター化 を含めたチーム医療を確立し、救急専門病棟、特定集中治療室やハイケアユニットなどを本格稼働させるため、救急医療に特化した新病棟を計画し、既存病棟との連携から既存駐車場の敷地内に建設することになりました。この新病棟建設の他、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関として屋外に仮設病棟を設置し、昨年10月より患者を受け入れており、さらに昨年11月に県より診療・検査医療機関として指定されたことにより、インフルエンザ流行期に備えた仮設診察室及び検体採取室も屋外に増設し、コロナ感染を疑う患者の診療やPCR検査等を実施しております。いずれも既設駐車場を建設用地としたことから、患者用及び職員用駐車場が不足することとなったため、駐車場敷地の拡張を計画したところ、当該申請地について承諾が得られたことにより申し出に至ったものでございます。本件は医療設備の拡充に伴う駐車場敷地の拡張であるとともに、除外の要件をすべて満たしていると考えられことから、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の16ページをご覧ください。行田総合病院の南に位置するに持田地内のご 覧の農振農用地でございます。

次に進行番号3でございますが、群馬県前橋市〇〇〇〇〇〇番地〇一〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親の所有する犬塚字〇〇〇〇番、地目:畑、519㎡について、住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、現在、群馬県前橋市内の借家で生活しておりますが、将来の生活設計を考え、実家の隣接地に自己用住宅の建築を計画したところ、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は分家住宅であり、親が所有する土地のうち、申請があった土地以外に住宅を建築できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の17ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の南に位置する犬塚地内のご覧の農振農用地でございます。なお、白抜きになっている部分は宅地であり、接道用地として除外後に分筆する予定になっております。

次に進行番号4でございますが、持田〇〇〇番地〇一〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親の所有する北河原字〇〇〇〇〇番〇、地目:畑、549㎡のうち477㎡について、住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族とともに生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になってきたことから、実家の隣接地に自己用住宅の建築を計画したところ、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は分家住宅であり、親が所有する土地のうち、申請があった土地以外に住宅を建築できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思

慮されます。

場所につきましては、位置図の18ページをご覧ください。ピンク色に塗られていないほうの斜線部分で 北河原小学校の南に位置する北河原地内のご覧の農振農用地でございます。

次に進行番号 5 でございますが、北河原〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の北河原字〇〇〇〇〇番〇、地目:畑、5 4 9 m の 5 5 7 1 m について、住宅敷地の進入路にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、先程進行番号4でご説明した息子の住宅建築を計画するにあたり、敷地を調査したところ、現在の住まいが建築基準法による道路に接道していないことが判明しました。このままでは将来、自宅の建て替えが出来なくなる恐れがあり、又、現在も道幅が狭く、車両の出入りがしにくいことから、今回、申し出に至ったものでございます。本件については、住宅敷地の進入路であり、除外の要件をすべて満たしていると考えられることから、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の18ページをご覧ください。ピンク色に塗られている部分で北河原小学校の南に位置する北河原地内のご覧の農振農用地でございます。

申請人は、須加地内で農業を営んでおりますが、以前から農作業スペースや農業資材置場等の確保に苦慮していたことから、自宅の隣接地を拡張するため、今回、申し出に至ったものでございます。本件については、他に敷地拡張できる土地はなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられることから、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の19ページをご覧ください。埼玉用水路の北に位置する須加地内のご覧の農振農用地でございます。

次に進行番号 7 でございますが、荒木〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、父親が相続予定である荒木字〇〇〇〇番〇、地目:畑、8 7 1 ㎡のうち 4 0 0 ㎡について、住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、現在、実家で家族とともに生活しておりますが、将来の生活設計を考え、住宅の建築を計画いたしました。申請地は相続登記が未了ではありますが、父親が相続することで話がまとまったことから当該申請地で申し出に至ったものでございます。本件については、他の親族が相続する予定の土地のうち、申し出があった土地以外に住宅敷地として利用できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ

		ることから、やむを得ないものと思慮されます。
		場所につきましては、位置図の20ページをご覧ください。星川の北に位置する荒木地内のご覧の農振農
		用地でございます。
		以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいた
		します。
		(なし)
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を
		願います。
		(全員举手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。
報告事項		次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、
		お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主任	議案書4ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でござい
		ます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。
		(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、
		2件の届出があり、転用目的は、長屋建住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類
		も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
		(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、
		2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備さ
		れておりましたので受理をしたものでございます。
		(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の
		貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。 5 件の届出
		があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。
		以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。
		以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご
		協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただ
		きます。ありがとうございました。

6 その他	事務局長	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。
	主任	・農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領の配布及び報告書の提出について
	·	・農地利用最適化活動活性化研修会について(9/17 開催)
7 閉会	事務局長	以上でその他を終了します。
. MIA	7 137/1012	以上をもちまして、第13回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。
		(9:40)
		(9:40)

と認めた事項	
この議事録に記載してあ	る顛末に相違ないことを証するため署名する。
令和 年 月	∃
	議 長
	署名委員
	署名委員